

令和1年東綱法第8号、同年東綱第426号

## 議 決 書

〒106-0032

東京都港区六本木一丁目8番7号

MFPR六本木麻布台ビル11階

懲戒請求者 酒井 将

(令和1年東綱法第8号)

〒170-6033

東京都世豊島区東池袋3-1-1

サンシャイン60

被調査人 弁護士法人アディーレ法律事務所

(届出番号167)

(主たる事務所)

〒170-6033

東京都世豊島区東池袋3-1-1

サンシャイン60

アディーレ法律事務所

(令和1年東綱第426号)

〒170-6033

東京都世豊島区東池袋3-1-1

サンシャイン60

アディーレ法律事務所

被調査人 石丸幸人

(登録番号30934)

被調査人ら代理人弁護士 斎藤勝也

当委員会第2部会は、頭書事案について調査を終了したので、審議の上、以下のとおり議決する。

## 主 文

被調査人らにつき、いずれも懲戒委員会に事案の審査を求めることが相当とする。

## 事実及び理由

### 第1 事案の概要

本件は、被調査人らが、懲戒請求者が代表社員を務める弁護士法人ベリーベスト法律事務所を非弁提携の理由で懲戒請求する目的で、被調査人弁護士法人アディーレ法律事務所の従業員に働きかけ、同人をして、弁護士法人ベリーベスト法律事務所に就職の上、同弁護士法人の内部情報を不正に入手し、それを利用して同弁護士法人及びその所属弁護士らを対象とする懲戒請求をなさしめたことが懲戒事由に当たるとして懲戒請求がなされた事案である。

### 第2 前提事実

関係証拠により認められる前提事実は以下のとおりである。

- 1 被調査人弁護士法人アディーレ法律事務所（以下「被調査人法人」という。）は、平成17年4月に設立された弁護士法人である。

被調査人石丸幸人（以下「被調査人石丸」という。）は、被調査人法人の設立当初から平成24年まで代表社員として、平成25年の代表社員制度廃止後は社員として被調査人法人の意思決定をし、その業務を執行していたが、平成29年10月11日、被調査人法人とともに3か月（後に2か月に変更）の業務停止処分を受けていたん社員資格を失い、業務停止期間が経過して社員に復帰した後は相談役となっている（甲48、被調査人石丸の供述）。

- 2 懲戒請求者は、弁護士法人ベリーベスト法律事務所（以下「ベリーベスト」という。）の代表社員である。

- 3 鈴木希（以下「鈴木」という。）は、平成21年3月2日に被調査人法人に事務職員として就職し、顧客相談部の違法業者対策課と統括課の兼務課長にな

っていたが、平成28年2月29日付で被調査人法人を退職した（乙1の1、2の1、甲18）。

4 鈴木は、被調査人法人に在職中の平成27年12月8日頃、ベリーベストに同日付け履歴書を提出し、ベリーベストの一次面接及び二次面接を経て平成28年1月8日頃に採用内定となり、同年3月1日付でベリーベストに就職したが、同年8月5日、ベリーベストを退職した（甲3、6、39、44、懲戒請求者）。

5 鈴木は、ベリーベストに就職するに際し、在職中か退職後かを問わず営業上の機密その他一切のベリーベストに関する機密の持出し、漏洩及び業務外使用をしないこと等を誓約する誓約書及び依頼者・顧客に関する一切の情報、財務等に関する情報、ベリーベストが作成した一切の文書の内容、上司等が秘密対象として指定した情報を、許可なく、如何なる方法をもってしても開示、漏洩もしくは使用しないこと等を誓約する秘密保持に関する誓約書を差し入れていた（これらの誓約を、以下「秘密保持誓約」という。（甲4の1・2））。

6 鈴木は、ベリーベストを退職する約1か月前の平成28年7月7日、上司に対し、日本弁護士連合会（以下、「日弁連」という。）の「債務整理事件処理の規律を定める規程」では直接面談を原則、電話面談を例外としており、ベリーベストでは「ご来所が困難なお客様へ」の書面で顧客から来所困難理由を申告してもらってはいるが、来所割合がおよそ5%にすぎないことに不安を覚え、また、司法書士法人新宿事務所（以下、「新宿事務所」という。）に書類作成支援料の名目で1件当たり19万8000円が支払われているのは、実質的にはリベートと捉えられてしまうのではないか不安であるので、今後の事務所運営を考えると蔑ろにできず、改善してほしいとする内容の電子メール（以下「本件メール」という。）を送信し、これに対し、上司から「貴重なご意見をありがとうございます。あらためて拝読させていただき検討いたします。」と返信があったが、鈴木は、その後上司に対し本件メールで要望したことについて何らの問合せや確認をすることもなく退職した（甲9の1・3、39、54）。

7 鈴木は、ベリーベスト在職中、秘密保持誓約に違反して、ベリーベストの承諾なく密かに複製又はプリントアウトした次のベリーベストの営業情報等（以

下、次の①ないし③を「本件データ」、①ないし⑤全体を「本件営業情報」という。)を持ち出した(甲9の3、10、39等)。

- ① 新宿事務所からベリーベストに対する平成28年4月分の書類作成支援料の請求書
- ② ベリーベストが新宿事務所に発注した書類作成支援の平成28年4月分の明細表(発注日、お客様番号、顧客名、貸金業者名等が記載されているもの。ただし、9項記載の民事訴訟手続に証拠提出するにあたり顧客名はマスキングされている。)
- ③ 平成28年3月のベリーベストの新規受任実績一覧(問合せ数・受任数・受任方法・受任率の一覧表)
- ④ 「ご来所が困難なお客様へ」と題する平成27年6月16日付け書面(顧客が来所困難の理由を記入し署名捺印したもの。ただし、9項記載の民事訴訟手続に証拠提出するにあたり顧客の住所・氏名はマスキングされている。)
- ⑤ 本件メール及びこれに対する上司の返信メール

8 鈴木は、平成28年9月27日、本件営業情報を証拠として、ベリーベストが新宿事務所から簡易裁判所の事物管轄140万円を超える過払金返還請求事件の紹介を受け、新宿事務所に対価として一律の紹介料を支払って弁護士法第27条に違反する非弁提携行為をしていること(このベリーベストと新宿事務所との非弁提携行為を以下「本件非弁提携」という。)及びベリーベストが日弁連の債務整理事件処理の規律を定める規程第3条第1項及び第8条第1項に違反する態様で債務整理事件を受任していることを懲戒請求事由として、本会に対して、ベリーベスト、代表社員の懲戒請求者及び浅野健太郎弁護士並びに所属弁護士15名を対象とする懲戒請求(平成28年東綱法第7号及び同年東綱第790ないし804号)をするとともに、神奈川県弁護士会に対して、ベリーベストの従たる事務所所属の弁護士3名を対象とする懲戒請求(平成28年(綱)第63号ないし65号)をした(以下「別件懲戒請求」という。)(甲9の1~3、10、39等)。

9 また、鈴木は、別件懲戒請求日と同日、本件営業情報等を証拠として、ベリーベストに対し、在職中に弁護士法第27条違反の本件非弁提携や日弁連「債

務整理事件の規律を定める規程」及び弁護士法第22条違反の違法業務に従事させられ、これに耐えられず退職を余儀なくされたこと等により精神的苦痛を受けたとして慰謝料200万円を請求する損害賠償請求訴訟（以下「民事訴訟」といい、これと別件懲戒請求を合わせて、以下「別件懲戒請求等」という。）を東京地方裁判所に提起し、訴え提起から判決言渡しまで訴訟代理人を立てずに本人訴訟として対応した。

なお、本件訴訟については、平成29年7月5日、原告の請求を棄却する判決が言い渡された（甲51、52）。

### 第3 懲戒請求事由の要旨

被調査人らは、平成27年頃、新宿事務所からベリーベストに認定司法書士が取り扱うことのできない訴額140万円を超える過払金返還請求事件が流れているとの情報に接し、ベリーベストから新宿事務所への金銭の移動等を掴むことによって、ベリーベスト及び新宿事務所を本件非弁提携の事由で懲戒請求することを企て、従業員の鈴木に対し、被調査人法人を退職してベリーベストに就職し、ベリーベストから本件非弁提携を裏付ける証拠資料となる内部情報を入手するスパイ活動をしてくれるよう働きかけ、これを承諾した同人に、平成28年2月29日付けで被調査人法人を退職して同年3月1日にベリーベストに就職し、同年8月5日にベリーベストを退職するまでの間にベリーベストの顧客情報を含む秘密情報である本件営業情報を不正に入手して持ち出させ、退職後にそれを証拠として利用して同年9月27日付けで別件懲戒請求をさせた。

上記の被調査人らの行為は、弁護士法第56条第1項に定める弁護士及び弁護法人の品位を失うべき非行にあたる。

### 第4 被調査人らの答弁及び反論の要旨

本件懲戒請求は、スパイ活動をしていたとされる鈴木がベリーベストを退職した平成28年8月5日から弁護士法第63条の定める3年の除斥期間が経過してからなされたものであり不適法である。また、本件懲戒請求は事実無根の不当懲戒請求である。

## 第5 証拠の標目

別紙証拠目録記載のとおり。

## 第6 当委員会第2部会の認定及び判断

### 1 被調査人らの除斥期間経過の主張について

本件は、被調査人らが鈴木に働きかけて、同人に、本件非弁提携の証拠資料となる本件営業情報を入手させた上、本件営業情報を証拠として別件懲戒請求をさせた一連の行為を懲戒請求事由とするもので、別件懲戒請求がなされたのは平成28年9月27日であり、その後も別件懲戒請求に係る手続が進行しているから、本会から当委員会に対し本件につき調査を命じられた令和1年9月20日の時点では、弁護士法第63条に定める3年の除斥期間は経過していないというべきである。

### 2 認定事実

(1) 関係証拠によれば、前提事実に加えて、以下の各事実を認めることができる（以下に証拠を掲記した以外の事実の認定は、主に甲12及び39を証拠としている。）。

ア 平成26、27年当時の被調査人法人の組織は、大きく分けて、①弁護士部、②債務整理中心の新規受任を担当する顧客相談部、③債務整理中心の受任後処理を担当する顧客法務部、④それ以外の部署（広報部、コールセンター部、総合企画部）の4つであり、①は鈴木淳巳弁護士、②は松野翔文（以下「松野」という。）、③は郡司紀美子（以下「郡司」という。）、④は高山健一（以下「高山」という。）が、それぞれ各部署の統括本部長であった（甲12、18、22、39、被調査人石丸の供述。ただし、甲18では、コールセンターの統括は松野だったとされている。）。

イ 被調査人法人の意思決定は、被調査人石丸からのトップダウンで決定され、被調査人石丸からは各統括本部長その他関係者に、メール、LINE、口頭でタイムリーかつコンパクトに指示がなされた。被調査人石丸、松野、郡司及び高山はいずれも喫煙者で、被調査人法人が入居するサンシャイン60の4階喫煙室で喫煙している際に指示が出されることもあった。な

お、弁護士部の統括本部長は弁護士のため、違法または違法されすれの指示がなされることはなかった。

ウ 平成25、26年頃、新宿事務所がフリーダイヤル「10 2030」と連呼するラジオやテレビのCMを開始して過払金返還請求事件の広告出稿量を増やし、過払金返還請求事件の受任件数を増加させていた。当時、被調査人法人は、全国各地に多くの従たる事務所を設置し、百数十名の弁護士が所属しており（被調査人石丸の供述）、月間500件程度の債務整理・過払金返還請求事件を受任していたが、大量の同種事件を新宿事務所に奪われており、何とか新宿事務所に同種事件が流れるのを阻止しようということが意識されるようになった。

エ それまでも、被調査人法人では、所員個人の携帯電話などから、インターネット上の他の事務所の口コミを悪く書く、他の事務所が出版した書籍を酷評する、他の競合事務所が出稿しているインターネット広告を不正にクリックして広告費を無駄に費消させる、他の競合事務所の無料出張相談と同日・同会場での無料出張相談を実施するといった工作をしており、その他、弁護士報酬が見込めない、勝ち筋でない又は対応に苦慮する等の新規相談者には他の競合事務所などを紹介するということもしていた。

また、平成26年に被調査人法人を退所した大阪弁護士会所属の森岡満広弁護士と和田雅明弁護士が設立した弁護士法人あづさ法律事務所のホームページにリンクするバナーが司法書士法人あづさ法務事務所のWebサイトに貼られていることを知った被調査人石丸が、上記バナーリンクの存在が同弁護士法人と同司法書士法人の非弁提携を外形上窺わせるとして、実際に非弁提携がなされているかどうか調査せずに、そのWebサイトの写しを証拠として、被調査人法人社員の上嶋法雄弁護士に同弁護士法人を対象とする懲戒請求を申し立てさせたことがあった。

オ 被調査人法人は、新宿事務所に対しては、新宿事務所がどのテレビ局・ラジオ局のどの時間帯にどの程度の広告を出稿するかの情報を広告代理店からあらかじめ入手した上、同局、同時間帯に、新宿事務所の広告費の倍額を集中投下して被調査人法人の広告を出稿し、新宿事務所の集客力を弱めるよう工作したり、弁護士は、140万円を超える過払金返還請求事

件を取り扱うことができない司法書士と比較して、金額の制限なく過払返還請求事件を取り扱うことができる旨のテレビCMを流したりするなどした。

カ 以上の対抗策にもかかわらず、新宿事務所の台頭を押さえられないでいたところ、平成27年1月頃、被調査人法人に入所した新人との飲み会の席で、67期の鮫島玲央弁護士から、新宿事務所の過払金返還請求事件のうち、140万円を超える事件がベリーベストに流れているらしいとの話が出た。その話を聞いた被調査人石丸は、「鮫島弁護士の話が本当なら、140万円超の過払金返還請求事件が流れキャッシュバックされているはず。両方が懲戒されれば毎月張っているCM合戦の広告費がどれだけ減ることか。本格的に潰すならやはり懲戒だ」と言い、訴額140万円を超える過払金返還請求事件の紹介につき、ベリーベストから新宿事務所に対価が支払われているはずだから、本件非弁提携の理由で懲戒請求すれば、競合する両事務所に大きなダメージを与えることができると思った。

キ そこで、被調査人石丸は、まず、当時被調査人法人の大久保朝猛弁護士が東京弁護士会の非弁取締委員会に所属していたことから、同弁護士に、本件非弁提携情報が同委員会に上がってきていなか確認させたが、上がっていなかったとの報告であった。

ク 次いで、被調査人石丸は、被調査人法人が受任したすべての債務整理・過払金返還請求事件の中から、新宿事務所及びベリーベストの辞任・解任により被調査人法人に依頼された事件をピックアップし、その事件の記録を調査して、依頼者から受領した資料中に本件非弁提携の証拠となるような情報がないかどうかを確認するように、松野及び郡司に指示し、被調査人法人所内のメールでも一斉調査の指示が出された（以下、この一斉調査を「本件調査」という。）。本件調査により両事務所の辞任・解任後に被調査人法人に依頼のあった案件が複数あることが分かったが、本件非弁提携を窺わせるような資料は見当たらず、これらの案件の依頼者に対する電話等でも本件非弁提携に関する情報は得られなかった。

ケ 鈴木と同時期の平成21年3月に被調査人法人に就職し平成30年3月に退職（なお、その後平成31年1月に再就職し同年4月に退職）した

ア (以下 A という。) は、上記一斉指示により本件調査を行い、部下にも指示したことがあった（甲18）。

コ 平成27年2月頃、被調査人石丸は、松野、郡司及び高山の3名との雑談の際、3名に対し、「こうなったら新宿事務所とベリーベストに人を送り込んで証拠を掴むしかない」と言い、被調査人法人の事務職員に新宿事務所又はベリーベストに潜入（転職）して本件非弁提携の証拠資料となる内部情報を持ち出してもらい、それを証拠として新宿事務所及びベリーベストを懲戒請求することを企て、どちらかの事務所に潜入して本件非弁提携の証拠資料となる内部情報を入手してくれる人材を選定するよう指示した。上記3名が違法な証拠収集なのではと躊躇したが、被調査人石丸は「勤務先の資料を持ち出して懲戒請求かけたとしても、非弁提携という違法行為を告発するという目的なので、公益通報者として保護され、違法性は阻却される」などと言って、上記企てを進めることを決定した。

サ 被調査人石丸の指示に従って、上記3名で新宿事務所又はベリーベストに送り込める人材として債務整理の実務経験者の選定を進めていたところ、平成19年12月3日に被調査人法人に就職し、顧客法務部の訴訟管理課に所属していた古参の事務職員の小川志保子（以下「小川」という。小川の就職日・所属部につき乙1の2、甲18及び22。なお、乙2の2では債務整理部となっているが、甲18及び22から、債務整理部は顧客法務部の別称又はその下の債務・任意整理管轄という部署の通称と推測される。）を新宿事務所に潜入させることができるとの報告が上がった。

被調査人石丸は、小川と直接面談して、新宿事務所に潜入（転職）してもらう趣旨・目的を説明し、これに同意した小川に500万円の退職金を支給することを約束し、経理にその支払を指示した。小川の表向きの退職理由は、鳥取の実家に帰る都合ということにする申合せがなされ、実際の退職理由は被調査人石丸と統括本部長レベルの役職以外には秘密とされた。

シ 小川は、被調査人法人を退職する前、被調査人法人東京本店の顧客相談部のスペースで、当時北海道・東北地区マネージャーとして札幌に異動し

東京に出張していた A と会話していた際、A から「受任が増えてきたのでバック（事務処理する側のこと）は大変ですよね」と言われたのに対し、「あ、でも私辞めて鳥取帰るんですよね」と話していた（甲 18）。

ス 小川は、平成 27 年 3 月 31 日に被調査人法人を退職し、同年 4 月 1 日に新宿事務所に事務職員として就職した。

小川からの状況報告は、小川の上司だった郡司を通じて被調査人石丸に報告されていたが、被調査人石丸は「新宿事務所のガードが固くてまったく情報にアクセスできないようだ。500 万円は捨てたようなものだ」と話していた。小川は、結局、本件非弁提携の証拠資料となる内部情報を入手できず、同年 11 月 25 日に新宿事務所を退職した（小川の被調査人法人退職日につき乙 2 の 2、新宿事務所就職日及び退職日につき甲 7）。

セ そこで、被調査人石丸は、今度はベリーベストに潜入（転職）して本件非弁提携の証拠資料となる内部情報を入手してくれる候補者を選定するように松野、郡司及び高山に指示したところ、郡司が、小川と仲の良かつた松田貴子（以下「松田」という。）を、同人がちょうど他の事務所への転職を考えているので、それならベリーベストに転職して非弁提携の情報収集をしてもらったらどうかということで候補に挙げた。松田は、平成 20 年 1 月 21 日に被調査人法人に事務職員として就職し、顧客法務部（乙 2 の 3 で債務整理部となっているのは小川の場合と同様）の顧客管理課に所属していた。

平成 27 年 12 月頃、郡司、松野及び高山が松田と面談して、ベリーベストに転職して本件非弁提携の証拠資料を入手してくれるよう依頼したが、松田はこれを断り、その後平成 28 年 1 月 26 日に被調査人法人を退職した（松田の就職日及び退職日につき乙 1 の 3、2 の 3）。

ソ 被調査人法人を退職した松田は、平成 28 年 5 月頃、弁護士法人サルート法律事務所の事務職員の求人広告に応募して、一次面接と最終面接を受け、その際、一次面接の担当者に対し、被調査人法人からの転職理由について「法に触れるようなことを指示されたため、これ以上勤務を続けられ

ないと思ったから」と述べ、さらに最終面接の際、面接担当の B 弁護士から「法に触れるようなこと」の具体的な内容について質問され、「当時の上司から新宿事務所かベリーベストにスパイに行ってほしい、行ってくれたら高待遇にする」と言わされた旨を述べた（甲1、2）。

タ 松田がベリーベストへの転職を断った後、松野から被調査人石丸に、統括課の鈴木を出せるとの報告がなされた。被調査人石丸は、鈴木をよく知っており、「おお、鈴木さんが行ってくれるか」と喜び、退職金として1000万円を鈴木に支給するよう経理に指示した。

チ 鈴木は、被調査人法人を退職する前、被調査人法人の課長会議に出席した際に、同じく課長会議に出席した A から、被調査人法人からいなくなるとの噂を聞いているが本当なのかと尋ねられたのに対し、ベリーベストに就職することは言わず、「ちょっと行ってきますわ」などと答えた。

A は、鈴木がどこに行くとも言わないので、被調査人法人で特命業務と呼ばれている、表沙汰にできない上層部から秘密裡に指示された業務でどこかに行くのだろうと思い、どこへ行くかは聞かずにただ「戻ってくるのか」と聞くと、鈴木は「戻ってくる予定だよ」と答えた。

鈴木が退職した後、A は鈴木がベリーベストに行ったらしいとの噂を耳にし、戻ってくると言っていた鈴木がなかなか戻ってこないので、鈴木に「まだ戻ってこないのですか？」とLINEを送ると、鈴木から「そろそろ戻るんでござんす」と返信があったが、その後鈴木のLINEのアカウントが削除されていた（甲18）。

ツ 鈴木がベリーベストにおいて事務職員として従事していた補助業務は、貸金業者との過払金請求の任意交渉、債務整理の新規相談者からの事情聴取及び聴取した情報の弁護士への引継ぎであった。他方、本件データは、ベリーベストの事務所内のサーバーコンピューターに保存された共有ファイルで管理され、事務職員は付与されたIDとログインパスワードでアクセスすることはできたとはいえ、鈴木の上記担当業務とは関係がなく、通常であれば鈴木が上記担当業務を行う上でアクセスする必要のない情報であった（甲48、54、丙1、懲戒請求者の供述）。

テ 鈴木は、本件メールに対する上司の返信後、自分の方からも本件メール

で改善を要望した事項について上司に一切問合せもせず、その4日後の平成28年7月11日は欠勤、同月14日は遅刻（12時52分出勤）、同月21日は13時30分に早退、同月22日には退職したい旨の申出、同月25日は欠勤、同月28日に同年8月5日をもって退職する旨の退職届の提出、同年7月29日から退職日までの間は有給休暇及び夏季休暇を使って出勤せずという経過を経て早々に退職した。また、上記欠勤等を含めて、鈴木がベリーベストに就職してから退職するまでのわずか5か月余りの間の勤務実態は、欠勤21日、遅刻・早退8回であり、勤務中の態度もネットサーフィンをするなど懈怠的なものであった（甲6、9の3、39、54）。

ト 鈴木がベリーベストに転職した後の、本件非弁提携の証拠資料の入手状況についての鈴木からの報告は、松野を通じて被調査人石丸に報告され、両名の間で、鈴木が入手できた証拠資料だけで本件非弁提携を主張できるか等の相談がなされていた。なお、松野は鈴木に対し、陸上自衛隊の幹部だったという前職での職務経験を活かして、諜報活動の心得のようなアドバイスをしていた。

そして、本件非弁提携を主張できる最低限必要な程度の証拠資料が入手でき、これ以上の証拠資料の入手は難しいという状況となつたので、鈴木は頃合いを見てベリーベストを退職し、別件懲戒請求をした。鈴木は、被調査人法人において、訴状や準備書面を起案する部署に所属したことはなく、そのような業務に携わったことはなかった。

ナ 別件懲戒請求の懲戒請求書の懲戒の理由は、法的観点から整然と論理的に記載され、民事訴訟の訴状の請求の原因は、16頁にもわたって法律事実が整然と記載されるとともに、ベリーベストの業務が非弁提携等の違法業務であること及び違法義務に鈴木を従事させたことが労働契約上の誠実配慮義務違反に当たること等の法的主張が、判例も引用しつつ法的知識を駆使して詳細に展開されている（甲9の1、54）。

しかも、本会及び神奈川県弁護士会に対する別件懲戒請求は、合計21名もの弁護士法人及び弁護士を対象とし、民事訴訟も3名を被告とするも

のであり、別件懲戒請求等にあたり準備すべき懲戒請求書、訴状、証拠説明書といった手続書類及び書証の必要部数は相当量に及ぶものであったが、鈴木は、ベリーベスト退職後2か月も経たずに、本件別件請求等をした（甲9の1ないし3、39、53）。

二 懲戒請求者は、鈴木が別件懲戒請求等に及んだ動機を不審に思い、状況的に、被調査人らが鈴木をスパイとしてベリーベストに送り込んで、本件非弁提携の証拠資料とするために本件営業情報を不正に持ち出させ、これを証拠として鈴木に別件懲戒請求をさせたのではないかとの疑い（以下「本件疑惑」という。）を抱き、何とかその証拠を掴みたいと考えた。そこで、まず、平成29年10月20日、面識のあった被調査人石丸に、鈴木が別件懲戒請求をしたことを探っているかどうか、鈴木がなぜ別件懲戒請求したのか経緯を知りたいので、鈴木とコンタクトできるかどうかを電子メールで問い合わせたところ、被調査人石丸から「知っています。鈴木さんが今どうしているかは分かりません。仲が良かったアディーレ弁なし、元アディーレ弁が協力しているかと」との返信があった（甲39、被調査人石丸の供述）。

又 次いで、懲戒請求者は、以前広告代理店から、被調査人法人が組織的に、従業員にライバル事務所のリストティング広告を不正にクリックさせていいという噂話を聞いたことがあったことから、複数の広告代理店に本件疑惑に関する話を聞いていないかどうか声をかけたところ、弁護士事務所の広告代理を手掛けている、株式会社 [REDACTED] 社長の C からの情報によって、前記ソ記載の情報を得、次いで、同人から被調査人法人を退職した D 弁護士（以下「D 弁護士」という。）を知っているという広告代理業を営む株式会社 [REDACTED] 副社長の E （以下 E ）という。）の紹介を受けた（甲39）。

D 弁護士は、被調査人法人に平成2[REDACTED]年1月に入所して [REDACTED] 事件部に所属し、[REDACTED] を務めた後、平成2[REDACTED]年9月に退職していた。なお、同弁護士は、被調査人石丸の指示により、[REDACTED] こともあった（甲39、丙2）。

ネ 懲戒請求者は E に対し、D 弁護士から本件疑惑に関する話を聞き出

してほしいと依頼し、Eは、平成31年4月初旬頃、D弁護士から本件疑惑について話を聞いた。すると、同弁護士はEに、「石丸弁護士は、テレビ・ラジオCMの出稿量をどんどん増やし、ついには被調査人法人を追い越すような存在になった新宿事務所を敵視していた。何とかして新宿事務所を攻撃できないかと思っていたところ、新宿事務所の140万円超事件がベリーベストに流れていることを知った。そこで、新宿事務所にスパイを送り込んだが、新宿事務所のガードが固くて、重要な機密情報にはアクセスできず、情報の入手はかなわなかった。そこで、ベリーベストにスパイを送り込んだところ、ベリーベストから新宿事務所にお金が流れていることがわかる証拠が入手できたため、ベリーベストに懲戒請求をかけた。誰をスパイとして送り込むかについては、石丸弁護士が、統括本部長に指示し、統括本部長が人選していた」旨を話した（甲39）。

- (2) 前記認定事実、前提事実及び関係証拠によれば、被調査人法人は、平成27年頃、新宿事務所がラジオ・テレビのCMの出稿量を増やして過払金返還請求事件の受任件数を増やし、被調査人法人の事件獲得を脅かしている状況を憂慮し、新宿事務所に事件を奪われないように対策を講じたが功を奏さなかつたところ、新宿事務所から訴額140万円を超える過払金返還請求事件がベリーベストに紹介されているとの情報に接し、その事件紹介につきベリーベストから新宿事務所に対価が支払われている証拠があれば、新宿事務所及びベリーベストを本件非弁提携の理由で懲戒請求することによって、新宿事務所及びベリーベストに大きなダメージを与えることができると考え、事務職員に新宿事務所又はベリーベストに転職して本件非弁提携の証拠資料となる内部情報を持ち出してもらい、それを証拠として新宿事務所及びベリーベストを懲戒請求することを企て、同年12月頃、事務職員であった鈴木に対し上記企てに従ってくれるよう働きかけ、これを承諾した鈴木に、被調査人法人を平成28年2月29日付けで退職の上、同年3月1日にベリーベストに就職し、秘密保持誓約に違反して密かに本件営業情報を入手の上持ち出させ（なお、日弁連の債務整理事件の規律を定める規程違反が疑われる情報は、ベリーベストに転職した後にたまたま入手した副産物と考えられる。）、ベリーベスト退職後の同年9月27日に本件営業情報を証拠とする別件懲戒請求をさせた事実及び被調査人石丸が被調査人法人の社員として

被調査人法人の上記行為を意思決定した事実を認めることができる。

(3) 前記認定においては、F 作成の令和元年9月2日付け陳述書（以下「F 陳述書」という。）を添付した懲戒請求者作成の2019年9月5日付け陳述書（甲12。もとは別件懲戒請求に係る平成31年東懲第4～7号及び同年東懲法第1・2号事案につき本会懲戒委員会に提出された懲乙30号証の写し）及び令和4年12月13日付け陳述書（甲39）が重要な証拠となっている。証拠提出された F 陳述書は作成者の住所・氏名及びその他被調査人らが読めば作成者が容易に知られてしまう記述部分がマスキングされているが、甲39号証において、F 陳述書の作成者が明らかにされるとともに、マスキング部分を含む F 陳述書の記述内容が F の懲戒請求者に対する陳述内容として、些細な表現は別にしてほぼ再現的に記述されており、これによってマスキングされた記述内容を推知することができる（以下、「F 陳述書」というときは、甲39号証によりマスキングされた記述内容を推知したものとす）。）。

被調査人らは、F 陳述書について、その具体的な個々の記述内容について答弁・反論はしないものの、F が被調査人法人を退職するに至った経緯（被調査人らの主張によれば、平成28年当時、被調査人法人は景品表示法違反で消費者庁から措置命令を受けて、そのことを理由とする懲戒請求を受け、それらに対応するための関係資料・事実関係の整理に広報部所員が繁忙を極めていたのに、広報部責任者の F が突如出勤しなくなった後に休職し、また、その頃の広報部所員からの報告に基づく調査の結果、F の複数の虚言、背信行為等の存在が確認されたことから、F に対し勤務を続けるのではなく十分な休息をとつたらどうかと持ちかけたところ、F は被調査人法人における自己評価と被調査人法人の F の評価との乖離に感情を害しつつ失望し、自主退職に至ったとのことである。）から被調査人らに悪意を抱いていたこと及び F が従前氏名を非開示としていた記述内容を氏名開示後においても維持するのか不明であることを理由として信用性（信憑性）を争っているので、以下この点について検討する。

まず、仮に被調査人らが主張するような F の退職経緯があったとしても、そのことから直ちに F が虚偽内容の陳述書を作成してまで被調査人らを陥れようとするような悪感情を抱いていたと認めることはできないし、

F が懲戒請求者と面談する前後から F 陳述書を完成させるまでの間に G 弁護士及び F から送られた懲戒請求者宛の電子メール（甲 40、43、44）やその他関係証拠を精査するも、F がそのような悪感情を抱いていた事実は認められない。また、当初 F が氏名を非開示にすることで陳述書の作成と証拠提出に応じたのは、F 陳述書自体に記述されているとおり、F が懲戒請求者に協力して被調査人法人に不利な内部情報を明かしたことで被調査人らから報復されることを恐れたためであって、F 陳述書の記述内容の信憑性とは関係ないというべきである。

そして、関係証拠によれば、F 陳述書の信憑性に関して以下のとおり認定ないし判断をすることができ、これによれば F 陳述書の信憑性は極めて高いと評価できる。

ア F は、被調査人法人に平成 2 [ ] 年 4 月に就職し、[ ] 、[ ]  
[ ] 、[ ] を経て、平成 2 [ ] 年 10 月に [ ] 、平成  
2 [ ] 年 3 月に [ ] (兼務)、平成 2 [ ] 年 10 月に [ ] (兼  
務)、平成 2 [ ] 年 4 月に [ ] の [ ]  
[ ] の [ ] である [ ] となり、また、平成 2 [ ] 年 6 月には被調  
査人法人のグループ会社で被調査人法人から広告宣伝・広報活動・人事・  
総務・経理コールセンター等の非法律業務の委託を受ける株式会社アディ  
一レ・リーガルサポートの [ ] に就任していたが、平成 2 [ ] 年 9 月  
に被調査人法人を退職するとともに上記 [ ] も退任した経歴があ  
り、[ ] となった平成 2 [ ] 年 4 月頃以降の被調査人法人の内部情報  
に通暁していた（丙 2、被調査人石丸の供述）。

イ F 陳述書の作成経緯は次のとおりである。

E から前記(1)に記載の D 弁護士の話の報告を受けた懲戒請求者は、  
E の仲介により、平成 31 年 4 月 17 日、D 弁護士に会って陳述書の  
作成を依頼した。同弁護士からは、E に話した被調査人法人の内部情報  
は伝聞であるとして陳述書の作成は断られたが、被調査人法人を退職した  
後に [ ] に就職して [ ] をしている F が本件疑惑  
に関して詳しいので、同人にアプローチしたらどうかと言われた。そし  
て、E が F の勤務する [ ] の G 弁護士（以  
下「G 弁護士」という。）と面識があったことから、E の仲介によ

り、懲戒請求者は、令和元年5月22日、E 及び前記C とともに G 弁護士と会い、事情を説明して本件疑惑に関して知っていることを話してくれるよう F を説得してほしいと依頼した。

F は、当初は懲戒請求者に協力すると被調査人らからの報復が懸念されるとして躊躇していたが、G 弁護士の説得により協力することを承諾し、G 弁護士同席のもとに、令和元年7月2日、同月5日及び同年8月22日の三度にわたり懲戒請求者と面談し、本件疑惑に関する事実関係を話すとともに、同年7月8日以降、記憶喚起を繰り返し慎重かつ精力的に陳述書の作成をすすめ、F 陳述書を作成した。後に F は、懲戒請求者に対する令和2年2月8日のメール（甲44）に「私以外にこのように詳細で直接的な内容を書ける人はアディーレに誰1人いません」「思い出せる限り全力で書かせていただきました」と書いている（甲39ないし47）。

ウ F 陳述書は、ア記載の要職にあった F でなければ知り得ない被調査人法人内部における多くの場面での体験ないし内部情報が具体的かつ詳細に記述されていることや、前記イの作成経緯等の事実及び F 自らが幹部の一人として関与した被調査人法人の不正競争的な行為を告白する内容も含んでいることなどに照らすと、相当程度に信憑性があるといえる。

エ 具体的な個々の記述内容に関しても、①所内メールでの一斉指示により本件調査が行われた旨及び小川の表向きの退職理由を鳥取の実家に帰るためとする申合せがなされた旨の記述内容は、それぞれ A が上記一斉指示に従って本件調査を行った事実及び小川が退職する少し前に A に対し退職して鳥取の実家に帰る旨を話していた事実に符合し、② F らが松田に対して新宿事務所又はベリーベストに転職して本件非弁提携の証拠となる内部情報を入手してくれるように働きかけたが松田が断った旨及び被調査人石丸が小川に500万円、鈴木に1000万円を支給するよう経理に指示した旨の記述内容は、それぞれ松田が弁護士法人サルート法律事務所の採用面接において、被調査人法人を退職する前に「当時の上司から新宿事務所かベリーベストにスパイに行ってほしい」と働きかけられたと述べた事実及び松田がベリーベストにスパイに行ってくれたら高待遇にすると言わされたと述べた事実に符合し、③被調査人法人ではテレビ・ラ

ジオのCMで台頭していた新宿事務所に対する対抗策を模索し、140万円を超える過払金返還請求事件がベリーベストに流れていることが分かったので、本件非弁提携の証拠資料を得るために、まず新宿事務所に小川を送り込んだが成果を得られず、次いで鈴木をベリーベストに送り込んで本件非弁提携の証拠資料となる内部情報が入手できたので別件懲戒請求がなされたという大筋の記述内容は、D弁護士が本件疑惑に関しEに語った内容と符合しており、さらに、④新宿事務所に対する対抗策としてテレビCMを始めたことや弁護士法人あづさ法律事務所に対する懲戒請求をしたことの記述は、被調査人石丸も調査期日で認め、上記懲戒請求がなされた事実は、Aも和田雅明弁護士からこれを聞き、また懲戒請求者もこれを森岡満広弁護士に確認している（被調査人石丸、甲18、39）。

なお、上司から上記働きかけを受けたために転職することにした旨の松田の話は、松田が上記働きかけを受ける前から転職を考えていたとするF陳述書の記述とは齟齬するが、松田が上記働きかけを受けてこれを断つたという重要な事実において符合している。また、被調査人法人に退職金制度はなく（被調査人石丸）、上記各退職金が支給された事実を証する客観的証拠もないが、上記の松田の言や、退職金制度はなくても在職中の貢献度によっては退職金を支給することがあるとの被調査人石丸の供述に照らすと、上記退職金が支給された可能性は否定できない。この点に関し、被調査人石丸は、上記各退職金を支給した記憶がないと供述するが、上記各退職金支給の有無は被調査人法人の経理記録から容易に確認できる重要な事実であることに照らして、記憶がないとの供述は俄かに措信し難い。さらに、D弁護士がEに語った内容は伝聞とはいえ、同弁護士が被調査人法人において██████であったことから得られた内部情報であり、単なる噂話とは違って一定の信憑性があるといえる。

才 前記(1)ナ記載の事実からは、鈴木が別件懲戒請求等をなすについては、背後で懲戒請求書・訴状の起案を始めとする各必要書類の準備や各手続の追行につき弁護士による助言、指導その他の協力のあったことが認められる。そして、被調査人法人に約7年勤務していた鈴木にとって、弁護士や弁護士法人に法律相談や事件依頼をすることは特別のことではないこと、鈴木には被調査人法人在職中に親しくしていた弁護士がいたはずであ

ること、被調査人法人在職中の勤務やベリーベストへの転職に関して鈴木と被調査人法人との間に何らかの軋轢があったことが証拠上認められないこと、前記(1)ニ記載のとおり、被調査人石丸が別件懲戒請求に関する懲戒請求者からの問合せに対し、「知っています。鈴木さんが今どうしているかは分かりません。仲が良かったアディーレ弁ないし、元アディーレ弁が協力しているかと」と返信していることなどに照らすと、鈴木が別件懲戒請求等をなすについて背後で助言し、鈴木に指導及びその他の協力をしていたのは被調査人法人所属の弁護士（さらには被調査人法人）であったと認められる。このことは、鈴木のベリーベストへの転職から別件懲戒請求に至る経緯や目的に関する F 陳述書の記述内容を補強するものといえる。

なお、通常なら訴訟委任しておかしくない民事訴訟について鈴木が被調査人法人所属の弁護士に訴訟委任しなかったのは、被調査人法人所属弁護士が鈴木の代理人として訴訟活動すると、ベリーベストへの転職から別件懲戒請求等に至る鈴木の行為に被調査人法人が当初から関与していることが知られてしまうので、それを避けるための方策であったと考えられる。

- (4) 鈴木作成の履歴書（甲3）、別件懲戒請求の懲戒請求書（甲9の1）及び民事訴訟の訴状（甲53）には、ベリーベストへの転職の事情・理由や志望動機及び別件懲戒請求等に及んだ経緯・動機等に関して前記認定に反する記載がみられる。しかし、以下に検討するとおり、これらの記載はいずれも措信できず、前記認定を左右するものとはいえない。

ア 鈴木がベリーベストに提出した履歴書（甲3）には、①被調査人法人の全国多数の支店に現地事務員の教育等で長期出張を余儀なくされている中、平成27年末より妻が育児ノイローゼになって長期出張が困難となり、上司と相談して勤務形態に配慮してもらったが、自分への期待を裏切り続けるのは忍びなく、人員不足もあって結局元の勤務状態となったので、転職を検討するに至った旨、並びに②ベリーベストの求人情報を見ると、債務整理相談件数15万件の実績があり債務整理にも力を入れている様子であり、代表者の「法律事務所の主役は弁護士ではなく、弁護士とパラリーガルが協同して案件を解決する」という言葉から、自分の持てる債

務整理の知識や経験を存分に活かし、弁護士の先生方と共に精進できる場を提供してもらえると感じて志望した旨、及びじっくり腰を据えて尽力させていただきたい旨の記載がなされている。

しかし、前記(1)ヶ記載のとおり、A が被調査人法人の所内メールで一斉指示を受けて本件調査をしたことに照らして、当然鈴木も一斉指示を受け本件調査をし、従って、鈴木はベリーベストに就職する前からベリーベストに本件非弁提携の疑いのあることを認識していたと認められる。このことに照らすと、鈴木が上記②の志望動機で積極的にベリーベストに転職すること自体が不自然であり、この志望動機の記載は措信できない。また、上記①の転職の事情ないし理由の記載は、それが事実であれば、退職前に A から退職の噂が本当かを聞かれた際（前記(1)チ参照）に正直にそのことを話すはずなのに話していないし、何より A に対する「ちょっくら行ってきますわ」「戻ってくる予定だよ」との返答と矛盾し、さらに、上記②のベリーベストにじっくり腰を据えて尽力したい旨の記載も明らかに A への上記返答と矛盾している。

以上から、上記の履歴書の記載は措信できない。そもそも鈴木の A に対する上記返答は、本当の退職理由が同期同僚の A にも話せないものであることを窺わせ、前記(1)チ記載のとおり、A は、鈴木がどこに行くか言わなかつたのは被調査人法人で特命業務と呼ばれている表沙汰にできない秘密裡に指示される業務のためだらうと察していた。

イ 別件懲戒請求の懲戒請求書には、別件懲戒請求に及んだ経緯や動機に関して「本件メールで非弁提携等が疑われる業務の改善を上司に進言したが、上司が検討するというのみで半月を経過してもなお回答がなく、改善されることもなかつたので、違法行為を行う法律事務所に勤務しつづけることに不安を感じて退職するに至った。ベリーベストが弁護士法、弁護士職務基本規程、日弁連の会則に違反する行為を続けることは許し難く、その是正を促すため、やむを得ず懲戒請求に至った」との旨が記載されている。また、民事訴訟の訴状には請求原因として本件非弁提携等の違法な業務に従事させられることに耐えられず退職を余儀なくさせられて精神的苦痛を被つたとの主張が記載されている。

しかし、前記のとおり鈴木はベリーベストに本件非弁提携の疑いがある

ことを認識しながら積極的にベリーベストに転職し、従事していた補助業務とは関係のない本件データに密かにアクセスするという不自然な行動をしている。これらは、鈴木が当初から本件非弁提携の証拠資料を入手するためベリーベストに転職し、意図的に本件データにアクセスしたことを見窺わせる。それにもかかわらず、鈴木は、本件メールであったかも鈴木がベリーベストに就職してはじめて本件非弁提携の疑いのあることを知つて不安を抱いたかのように装っている上、上司から返信があったのに不自然にも前記(1)テ記載の経過のとおり早々と退職しており、これらの事実に照らすと、鈴木が真に本件非弁提携等が疑われる業務の改善を進言するつもりで本件メールを送信したとは認められない。以上に加えて、鈴木の在職はわずか5か月余りにすぎず、その間の勤務実態が前記(1)テ記載のとおり欠勤等の多い懈怠的なものであったこと、鈴木の従事していた補助業務は客観的にそれ自体が違法とはいえないものであったこと(甲54)、及び、鈴木が本件手続において当委員会からの弁護士法第70条の2に基づく調査協力依頼(調査期日への出席依頼)に対し何らの連絡もなく出席しないという非協力的態度をとっていることなどに鑑みると、上記の別件懲戒請求に及んだ経緯や動機に関する懲戒請求書の記載及び訴状の請求原因の記載は不自然かつ不合理であり措信できない。なお、鈴木が別件懲戒請求等に及んだ動機に関しては、関係証拠を精査するも報復的な動機があったことを窺わせる事情も認められない。

### 3 判断

鈴木が密かに複製又はプリントアウトして持ち出した本件営業情報が不正競争防止法の定める管理された「営業秘密」に該当するか否か、その持出し及び別件懲戒請求等への利用行為が同法第21条第1項第1ないし5号に該当するか否かは別として、鈴木の行為は、第三者との関係では秘密情報と認められる本件営業情報を、保有者であるベリーベストの承諾なく、秘密保持誓約に違反して不正に持ち出した上、これを別件懲戒請求の証拠として利用したのであり、その不当性ないし違法性は否定できない。被調査人らは、過払金返還請求事件の獲得において競合するベリーベストに懲戒処分という不利益を与えた

る目的で、鈴木に働きかけて上記不正行為をなさしめたのであり、かかる被調査人らの行為は、たとえ結果的に本件非弁提携の事実が認められたとしても、弁護士法人及び弁護士として実現すべき社会的正義に反し、弁護士法人及び弁護士として保持すべき廉潔を損ない、その信用を著しく損なうもので弁護士法人及び弁護士としての品位を失うべき非行に当たると判断される。

よって、主文のとおり議決する。

令和5年10月20日

東京弁護士会綱紀委員会第2部会

部会長 (記載省略)

## 証 拠 目 錄

### 第1 書証

#### 1 懲戒請求者提出

- 甲1 陳述書（弁護士 B、平成31年3月29日付け）  
甲2 陳述書（[REDACTED]、平成31年3月27日付け）  
甲3 履歴書（鈴木、平成27年12月8日付け）  
甲4の1 誓約書（鈴木、平成28年2月29日付け）  
甲4の2 秘密保持に関する誓約書（入所時）（鈴木、平成28年2月29日付け）  
甲5 陳述書（懲戒請求者、2020年1月10日付け）  
甲6 社員別出勤簿・勤怠表（ベリーベスト、2016年3月1日～同年8月31日）  
甲7 電子メール（齋藤禎範、2019年9月19日付け）  
甲8 内容証明郵便（ベリーベスト、2019年9月9日付け）  
甲9の1 懲戒請求書（鈴木、平成28年9月27日付け）  
甲9の2 証拠説明書（鈴木、平成28年9月27日付け）  
甲9の3 電子メール（鈴木・町井貴光、2016年7月7日付け）、請求書（新宿事務所、2016年5月13日付け）、問合せ数・受任数・受任方法・受任率の一覧表（ベリーベスト）  
甲10 2016年4月分発注分（ベリーベスト）  
甲11 「新・不正競争防止法概説〔第2版〕」（青林書院発行）抜粹  
甲12 陳述書（懲戒請求者、2019年9月5日付け）  
甲13 LINE（G 弁護士・懲戒請求者間、2019年6月25日～同年7月3日付け、マスキングがあるもの）  
甲14 LINE（C・E・懲戒請求者間、2019年7月2日付け、マスキングがあるもの）  
甲15 LINE（C・E・懲戒請求者間、2019年7月23日付

- け、マスキングがあるもの)
- 甲 16 電子メール（G 弁護士、2019年7月3日～同年8月23日付け、マスキングがあるもの）
- 甲 17 電子メール（F、2019年9月3日～2020年2月14日付け）
- 甲 18 陳述書（A、2020年8月30日付け）
- 甲 19 Twitterへの投稿文（懲戒請求者、2020年7月10日付け）
- 甲 20 Webサイトで公開された「スパイ行為に対するアディーレの言い分に対する反論」と題する書面（懲戒請求者）
- 甲 21 陳述書（甲5と同一のもの）
- 甲 22 組織図（被調査人法人）
- 甲 23の1 履歴書（A、2019年10月15日付け）
- 甲 23の2 職務経歴書（A、2019年10月15日付け）
- 甲 24 通知書（懲戒請求者、2020年9月3日付け）
- 甲 25 「民事事実認定論」（加藤新太郎著）抜粋
- 甲 26 陳述書（A 2020年10月15日付け）
- 甲 27 「週刊東洋経済」（2020年11月7日発刊）抜粋
- 甲 28 電子メール（野中大樹、2020年11月4日付け）
- 甲 29 電子メール（A、2020年11月4日付け）
- 甲 30 電子メール（2020年10月23日付け）
- 甲 31の1 電子メール（2020年10月9日付け）
- 甲 31の2 電子メール（「松野翔文氏が退職した時期・理由について」との件名のもの）（2020年10月26日付け）
- 甲 32 電子メール（「郡司紀美子が退職した時期・理由について」との件名のもの）（2020年10月26日付け）
- 甲 33 陳述書（A、2020年11月2日付け）
- 甲 34 電子メール電子メール（「【郵送受領】アディーレの件/斎藤先

生より補充書面」との件名のもの) (F、2020年10月26日付け)

- 甲35 告訴状(麻布警察署宛、令和3年2月19日付け、マスキングがあるもの)
- 甲36 「アディーレ法律事務所事務所元代表弁護士に対する不正競争防止法違反事件チャート」と題するフローチャート(マスキングがあるもの)
- 甲37 証拠一覧表(甲35の告訴状に添付されたもの、マスキングがあるもの)(ベリーベスト)
- 甲38 Facebook投稿のスクリーンショット(投稿者[REDACTED])
- 甲39 陳述書(懲戒請求者、令和4年12月13日付け)
- 甲40 LINE(G弁護士・懲戒請求者間、2019年6月25日～同年7月3日付け)
- 甲41 LINE(C・E・懲戒請求者間、2019年7月2日付け)
- 甲42 LINE(C・E・懲戒請求者間、2019年7月23日付け)
- 甲43 電子メール(G弁護士、2019年7月3日～同年8月23日付け)
- 甲44 電子メール(F、2019年9月3日～2020年2月14日付け)
- 甲45 電子メール(野中大樹(東洋経済新聞社記者)・懲戒請求者、2020年11月4日付け)
- 甲46 電子メール(F、2020年10月23日付け)
- 甲47 電子メール(F、2020年10月26日付け)
- 甲48 告訴状(弁護士若佐一郎外、令和3年2月19日付け)
- 甲49 フローチャート(弁護士若佐一郎外、令和3年2月19日付け)
- 甲50 証拠説明書(弁護士若佐一郎外、令和3年2月19日付け)

- 甲 5 1 「酒井将弁護士及びベリーベスト法律事務所の一連の主張について」と題する書面（弁護士鈴木淳巳、令和2年7月3日付け）
- 甲 5 2 電子メール（懲戒請求者、2023年6月27日付け）
- 甲 5 3 訴状（鈴木、平成28（ただし、「26」と誤記されている。）年9月27日付け）
- 甲 5 4 判決正本（平成29年7月5日付け）
- 甲 5 5 ベリーベストの登記情報（2016年8月8日付け）
- 甲 5 6 新宿事務所の登記情報（2016年8月5日付け）
- 甲 5 7 LINE（左上に「[REDACTED]」と記載があるもの）

2 被調査人提出

- 乙 1 の 1 ~ 3 従業員基本情報
- 乙 2 の 1 ~ 3 退職願（鈴木 - 平成28年2月17日付け、小川 - 平成27年3月20日付け、松田 - 平成27年11月30日付け）
- 乙 3 陳述書（被調査人石丸、2023年5月9日付け）
- 乙 4 陳述書（弁護士田島寛明、2023年5月9日付け）
- 乙 5 陳述書（弁護士鈴木淳巳、2023年5月9日付け）
- 乙 6 回答書（令和元年12月24日付け）
- 乙 7 回答書（令和2年2月3日付け）

3 その他

- 丙 1 懲戒請求者主張書面（1）（令和2年1月10日付け）
- 丙 2 懲戒請求者主張書面（4）（令和4年12月13日付け）

第2 人証

懲戒請求者  
被調査人石丸

左は抄本である。

令和5年12月5日

東京弁護士会事務局長 望月秀

